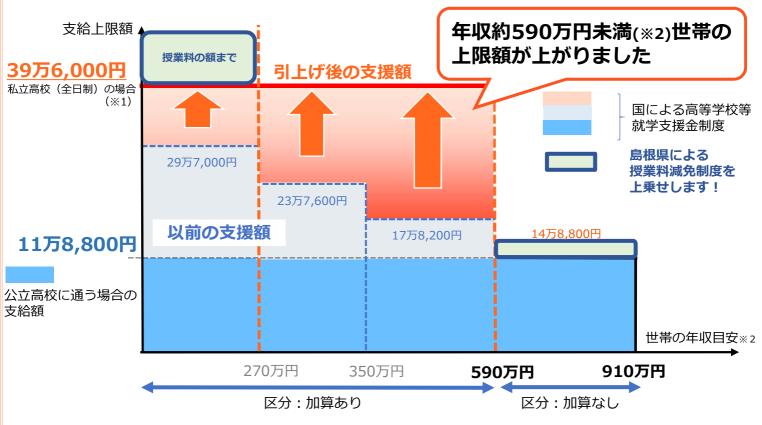
高校生の学びを支えます

高等学校等就学支援金

返還不要の授業料支援が受けられます。

令和2年4月から、私立高校生への就学支援金が大幅に拡充されました! (私立高校授業料の実質無償化)



- ※1 私立高校(通信制)は29万7,000円国公立の高等専門学校(1~3年)は23万4600円が支給上限額
- ※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安(家族構成別の年収目安は裏面下表参照)

~島根県による授業料減免制度(就学支援金制度に上乗せ)~

〇道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)の場合 🗼 支給額:授業料の額と就学支援金の差額

〇就学支援金制度において区分が「加算なし」の場合 🌓 支給額:30,000円/年



<u>判定基準 (裏面参照) を満たした、日本国内に住所を有する方</u>が対象です。

※ 学校種:高等学校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年生)、専修学校(高等課程)など

文部科学省のwebサイトには、

制度の最新・詳細情報、各都道府県担当連絡先などを掲載しています。

文部科学省

島根県



高校生等への修学支援

検索





(新入生の皆さん)

入学時の4月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。必ず確認してください。

(在校生の皆さん)

収入状況の届出を行う7月頃に学校から案内があります。

就学支援金制度の手続きにおけるマイナンバー導入に関しては、別途学校を通じてお知らせします。



対象となる方の判定基準について

判定基準

○次の計算式 (両親2人分の合計額) により判定

市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

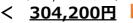
上記による算出額

< 154,500円



支給額:最大396,000円

(154,500円以上)



支給額:118,800円

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」 から確認できます。(マイナン バーカードが必要です。)





(参考)支援の対象になる世帯の年収目安			
	子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち 一方が働いて いる場合	子2人(高校生・高校生) _{扶養控除対象者が2人の場合}	~約950万円	~約640万円
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	~約960万円	~約650万円
両親共働きの 場合	子2人(高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人の場合	~約1030万円	~約660万円
	子2人(高校生・高校生) _{扶養控除対象者が2人} の場合	~約1070万円	~約720万円
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	~約1090万円	~約740万円

- ※支給額は、私立高校(全日制)の場合。
- ※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16~18歳、大学生は19~22歳の場合。
- ※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。

お問合せについて

- ○申請などの手続き関係、授業料減免制度の内容や実施の有無、特待制度等について ・・・・各学校へお問い合わせください
- ○就学支援金制度の一般的な内容について
 - ・・・・島根県総務部総務課(私学・県立大学室)

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 TEL: 0852-22-5018・6050 FAX: 0852-22-6168